

(参考)

改正後	現行
<p data-bbox="224 135 1008 215">漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応 及び事業継続に関する基本的なガイドライン</p> <ul data-bbox="134 239 1120 430" style="list-style-type: none">本ガイドラインは、漁業者（乗組員を含む。）に新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときに、保健所（感染症担当。以下同じ。）等と連携して、感染拡大防止を前提として、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。このガイドラインは令和2年5月8日<u>まで</u>の知見に基づいて作成されたもので、新たな知見により更新されます。 <p data-bbox="134 494 224 534">(略)</p> <ul data-bbox="134 566 1120 718" style="list-style-type: none"><u>感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に可能とするためには、事業者において自主的な感染防止のための取組を進める必要があります、漁業者においては、事業の特性を踏まえ、後出の「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じるようお願いします。</u>	<p data-bbox="1254 135 2038 215">漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応 及び事業継続に関する基本的なガイドライン</p> <ul data-bbox="1164 239 2150 462" style="list-style-type: none">本ガイドラインは、<u>新型コロナウイルス感染者の報告が増加していることから</u>、漁業者（乗組員を含む。）に新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときに、保健所（感染症担当。以下同じ。）等と連携して、感染拡大防止を前提として、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。このガイドラインは令和2年5月8日の知見に基づいて作成されたもので、新たな知見により更新されます。 <p data-bbox="1164 494 1254 534">(略)</p> <ul data-bbox="1164 566 2150 790" style="list-style-type: none"><u>なお、緊急事態宣言のもと、緊急事態措置を実施する特定都道府県では、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、業務を継続することとされています。漁業者においては、できる限り、後出の「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。</u>
<p data-bbox="112 821 739 861">1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底</p> <p data-bbox="134 893 224 933">(略)</p> <div data-bbox="168 965 1120 1204" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p data-bbox="179 965 268 1005">【参考】</p><ul data-bbox="179 1005 1120 1197" style="list-style-type: none">「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」（厚生労働省HP）「人との接触を8割減らす、10のポイント」（厚生労働省HP）<u>『新しい生活様式』の実践例」（新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言）</u></div> <ul data-bbox="134 1228 1120 1484" style="list-style-type: none">漁業者は、乗組員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。<ol data-bbox="156 1268 1120 1484" style="list-style-type: none">(略)<u>以下のいずれかに該当する場合には、漁業者への連絡と自宅待機の徹底</u> <u>ア 発熱などの症状がある場合</u> <u>イ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合</u> <u>ウ 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接</u>	<p data-bbox="1142 821 1769 861">1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底</p> <p data-bbox="1164 893 1254 933">(略)</p> <div data-bbox="1198 965 2150 1173" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p data-bbox="1209 965 1299 1005">【参考】</p><ul data-bbox="1209 1005 2150 1165" style="list-style-type: none">「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」（厚生労働省HP）「人との接触を8割減らす、10のポイント」（厚生労働省HP）</div> <ul data-bbox="1164 1228 2150 1348" style="list-style-type: none">漁業者は、乗組員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。<ol data-bbox="1187 1268 2150 1348" style="list-style-type: none">(略)<u>発熱などの症状がある場合の漁業者への連絡と自宅待機の徹底</u>

触がある場合

③ (略)

- また、漁業者は、マスクを着用し、人との間隔はできるだけ2メートルを目安に(最低1メートル)距離を確保するよう努めるなど、感染予防策を行ってください。

(削る。)

(略)

- 漁業者は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。
 - ① 事務所や船内での手洗い、手指の消毒。
 - ② マスクの着用、咳エチケットの徹底。
 - ③ (略)
- 漁業者及び関係団体は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議) において示された「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を参考に、業種別のガイドラインを作成するなど自主的な感染防止のための取組を進めるようお願いします⁴。

2. 出航前及び航海中の対応

(1) (略)

(2) 出航前の健康確認

① (略)

- ② 乗組員本人やその同居家族が以下のいずれかに該当する場合には、当該乗組員の乗船を見合わせ自宅待機としてください。

③ (略)

- また、漁業者は、例えば産地市場など常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、マスクを着用しない場合には2メートル(互いの手を伸ばしたら届く距離)を目安として適切な距離を保って取引を行うことを徹底するなど、感染予防策を行ってください。

マスクの確保については、供給が十分でない状況ですが、政府として取り組んでいるところであり、再利用可能な布製マスクの活用も含め、御理解をいただきますようお願いいたします。

(略)

- 漁業者は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。
 - ① 事務所や船内での手洗い、手指の消毒。
 - ② できる限りマスクを着用し、マスクがないときに咳をする場合にはティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆。
 - ③ (略)
- 漁業者及び関係団体は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(令和2年5月4日) (新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)を参考に、業種別のガイドラインを作成するなど自主的な感染防止のための取組を進めるようお願いします⁴。

2. 出航前及び航海中の対応

(1) (略)

(2) 出航前の健康確認

① (略)

- ② 乗組員本人やその同居家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合には、当該乗組員の乗船を見合わせ自宅待機としてください。

ア 発熱などの症状がある場合

イ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

ウ 過去 14 日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

エ その上で、少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに保健所に相談させ、その結果について報告を受けてください。

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

〔※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方〕

- ・ 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合
症状が 4 日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。
- ・ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。
- ・ 小児については、小児科による診察が望ましく、かかりつけ小児医療機関等に電話などでご相談ください。

③（略）

(3)（略）

3. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1)～(4)（略）

4. 船内及び設備等の洗浄の実施

①～③（略）

(新設)

その上で、少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに保健所に相談させ、その結果について報告を受けてください。

ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

イ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

〔※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方〕

ウ 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合
症状が 4 日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

エ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。

オ 小児については、小児科による診察が望ましく、かかりつけ小児医療機関等に電話などでご相談ください。

③（略）

(3)（略）

3. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1)～(4)（略）

4. 船内及び設備等の洗浄の実施

①～③（略）

5. 業務の継続

(略)

(参考)

- 1 新型コロナウイルスに関するQ&A（関連業種の方向け）（厚生労働省）
- 2 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂 2020 年 4 月 27 日）（国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター）
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 4 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 5 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結果感染症課）
- 6 「MERS 感染予防のための暫定的ガイドンス（2015 年 6 月 25 日版）」一般社団法人日本環境感染学会）

5. 業務の継続

(略)

(参考)

- 1 新型コロナウイルスに関するQ&A（関連業種の方向け）[（令和 2 年 4 月 15 日時点版）](#)（厚生労働省）
- 2 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂 2020 年 4 月 27 日）（国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター）
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日 [（令和 2 年 5 月 4 日変更）](#)）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 4 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言 [（令和 2 年 5 月 4 日）](#)（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 5 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結果感染症課）
- 6 「MERS 感染予防のための暫定的ガイドンス（2015 年 6 月 25 日版）」一般社団法人日本環境感染学会）